

第3章 上位・関連計画におけるまちづくり・公共交通政策の方針

本計画では、下記に示す3つの上位計画と6つの関連計画との関係を位置づけ、各計画との整合を図ります。

表4 上位計画・関連計画一覧

位置づけ	計画	計画年次	策定趣旨
上位計画	第2次豊後大野市総合計画 後期基本計画	令和3年度～ 令和8年度	総合計画は総合的かつ計画的な行政運営を行うための、まちづくり全般にわたる本市の最上位計画。これまでの取組（前期基本計画：平成28年度～令和2年度）の達成状況等を評価・検証・整理し、人口減少や高齢化、近年頻発する災害等の社会経済環境に対応するための指針として策定。
	第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和3年度～ 令和7年度	「まち・ひと・しごと創生法」策定（平成26年9月）より策定した第1期の計画期間満了（平成27年度～令和2年度）に伴い、これまでの取組内容の検証結果を踏まえ、引き続き人口減少への取組を進めていくための新たな戦略を策定。
	大分県豊肥圏地域公共交通計画	令和3年10月～ 令和8年9月	大分県豊肥圏を対象とし、持続可能な公共交通網の構築を促進することを目的に計画を策定。
関連計画	豊後大野市都市計画マスタープラン	平成23年～ 令和12年	市民・事業者・行政などが目指す将来ビジョンを共有し、また、協働による都市づくりを進めることを目標として、これを実現する手法の一つである都市計画の総合的な指針として定めた計画を策定。
	豊後大野市立地適正化計画	現在策定中	全国的に進む人口減少と少子高齢化の進展を背景に、今後も安心して快適な生活環境の実現、財政面における持続可能な都市経営等の実現に向けた計画を策定。

位置づけ	計画	計画年次	策定趣旨
	第4期豊後大野市地域福祉計画	令和4年度～令和8年度	市民と地域の団体、事業者、豊後大野市社会福祉協議会および行政が連携し、それぞれの立場や役割を果たしながら、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で安心した生活ができ、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、その人らしく自立した生活ができる豊後大野市を目指して策定。
	豊後大野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度	高齢者施策の推進と介護保険制度の円滑な運営を図るために策定。
	第3次豊後大野市環境基本計画	令和2年度～令和6年度	環境の保全と創造のために市民、事業者および行政が取り組むべき課題を確実に実行していくための指針として策定。
	第2期豊後大野市障がい者基本計画	平成29年度～令和8年度	障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会の実現に向け、計画を策定。

3-1. 上位計画

上位計画として挙げる「第2次豊後大野市総合計画 後期基本計画」、「第2期豊後大野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「大分県豊肥圏地域公共交通計画」では、市内の交通ネットワークの整備方針や公共交通の利便性を目指した方策について記載されており、これらの計画との整合を図る必要があります。

各計画における記載内容を以下の表に抜粋して記載します。

表5 まちづくり政策および公共交通政策に関する記載内容（1/3）

計画	内容
第2次豊後大野市総合計画 後期基本計画 基本計画・政策別 第3章 豊かな暮らしと安心を実感できるまち	施策3-1 交通ネットワークの整備 施策の基本方針 公共交通については、交通弱者の移動手段として重要な役割を有するため、公共交通の維持確保を目指すとともに、本市にとって最適で持続可能な交通ネットワークを構築し、市民が利用しやすい生活交通手段の確保を図ります。 施策の展開 (1) (2) 略 (3) 公共交通の整備を促進する 公共交通は、自動車を利用できない人の交通手段や高齢者の外出支援、観光客の移動手段、環境負荷の軽減といった役割を有しており、バス交通等を維持するため、行政、市民、事業者の協働による利用促進を図ります。 ＜主な取組＞バス交通等の維持と利用促進 (4) コミュニティバスの運行を推進する 本市にとって最適な交通ネットワークを構築し、市民が利用しやすい生活交通手段の確保を図るため、コミュニティバスなどの地域公共交通の充実を図ります。 ＜主な取組＞地域公共交通の充実 (5) 公共交通網の整備を推進する J R三重町駅はバスの乗り入れができないため、都市再生整備計画事業において、J R、バス、タクシーによる交通結節点を整備し、立地適正化計画のコンパクトシティ＋ネットワークを実現するため、公共交通網を活用し、都市の集約化を進め、持続可能な都市経営を目指します。 ＜主な取組＞交通結節点の整備、立地適正化計画の策定

表 6 まちづくり政策および公共交通政策に関する記載内容 (2/3)

計画	内容
第2期豊後大野市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略 第2 総合戦略の 基本的な考え方 2. 基本的方向及 び具体的な施策・ 重要業績評価指標 (K P I)	■ 基本目標 ③ 「豊かな自然・地域を未来へつなげる」 国の総合戦略では、「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには「まち」の活力を取り戻し、人々が安心して暮らせる社会環境をつくり出すことが必要であるとしています。 本市の豊かな自然を未来に残し、将来への不安を解消するために、あらゆる世代が安心・安全な暮らしを送ることができる「まち」を目指します。そこで総合戦略において、「人も自然もシアワセなまち」という将来像を実現し、本市の宝である「豊かな生物多様性に育まれた自然の恵み」を将来に引き継ぐため、生物多様性の保全に努めます。また、「まち」の活力を支える「ひと」を呼び込むため、地域や関係団体等との連携により、魅力ある地域づくりや魅力ある人づくりに取り組むとともに、地域の魅力の積極的な発信と相談・サポート体制を強化します。さらに、地域資源や地域の特性を生かした生活環境の整備を図り、市民や移住者、本市に関わりを求める人に「選ばれるまち」の実現を目指すとともに、市民や移住者が暮らしやすく、将来も暮らし続けたいと思える居住環境を整備します。 また、市内には、高齢化率 50%以上の小規模集落が増加していることから、地域活動を担っていく地域支援員等の育成や地域を支える人づくり、地域内外の多様な組織と連携等を図りながら、地域コミュニティづくりを推進します。また、地域外から地域を支える仕組みづくりを行うなど、小規模集落を総合的に支援します。 さらに、大分市を中心とした大分都市広域圏との連携により、本市単独では解決できない課題や連携による相乗効果が期待できる施策などについて、各自治体と意見交換を行いながら、新たな広域連携を進めていく必要があります。そのため、大分都市広域圏と連携を図りながら、圏域の経済成長、高次の都市機能集積、生活関連サービスの向上を目指します。

表 7 まちづくり政策および公共交通政策に関する記載内容 (3/3)

計画	内容
大分県豊肥 圏地域公共 交通計画	■ 基本的な方針 市町村との連携のもとで、大分県の生活や経済活動の基盤を支える公共交通ネットワークの構築 計画の目標 目標① 広域移動を担う公共交通ネットワークの利便性向上 潜在的な移動ニーズに対応できる公共交通ネットワークへの改善を図ることで、輸送人員の低下やバス利用頻度の減少を食い止め、公共交通の人口カバー率の向上を目指す。 目標② 変化する移動ニーズに対応した輸送資源の最適化 移動ニーズに対して適切な移動サービスを提供することと、輸送資源の総動員・最適化を行うことにより、乗合事業（路線バス事業）の収益性は一定の水準で食い止めながら、公共交通事業および公的輸送資源全般に係る財政負担額の維持・縮小を図る。 目標③ 利用者・事業者・自治体協働による持続性の向上 輸送サービスの利便性向上や最適化等の施策と連携し、利用者・交通事業者・自治体の協働による様々な利用促進策を実施し、公共交通への理解の醸成および公共交通への転換の促進を図る。
5 計画の基本的な方針、目標	

3-2. 関連計画

関連計画として挙げる「豊後大野市都市計画マスタープラン」、「豊後大野市立地適正化計画」、「第3期豊後大野市地域福祉計画」、「豊後大野市老人計画及び第8期介護保険事業計画」、「第3次豊後大野市環境基本計画」、「第2期豊後大野市障がい者基本計画」では、市内の公共交通の利便性向上に向けた方策や公共交通政策の方針について記載されており、これらの計画との整合を図る必要があります。

各計画における記載内容を以下の表に抜粋して記載します。

表 8 まちづくり政策および公共交通政策に関する記載内容 (1/6)

計画	内容
豊後大野市都市計画マスタープラン 第Ⅲ章 都市の将来像	3. 都市づくりの目標 3-1 人と自然にやさしい環境共生都市 (4) 環境にやさしい都市づくり 地球温暖化や資源の枯渇など地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化に対応するため、省資源・循環型の社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、環境への負荷の少ない交通体系の整備や施設整備における環境配慮などにより、環境と共生する都市の形成を目指します。 3-2 たくましく発展する交流都市 (4) 交通ネットワークが整備された都市づくり ・本市は、県内第3の広い面積の中に居住地や働く場所、都市機能などが分散していることから、市内各地域の交流・連携を促進し、市域の一体性を高めるため、また、野菜や畜産物などに代表される農林業、製造業、観光業などの産業発展を支える基盤として、市内循環道路など、効率的な道路交通ネットワークが整備された都市づくりを目指します。 ・また、災害時の緊急輸送や、避難場所などへの円滑な移動の確保に資する道路交通ネットワークの構築を目指します。 ・買物・通学・通院などの市民の日常生活を支える路線バスやコミュニティバスなど、公共交通ネットワークの充実を進め、利便性の高い都市づくりを目指します。

表 9 まちづくり政策および公共交通政策に関する記載内容 (2/6)

計画	内容
豊後大野市立地適正化計画	立地適正化計画は、都市計画マスタープランの実現に向け、全国的に進む人口減少と少子高齢化の進展を背景に、今後も安心して快適な生活環境の実現、財政面における持続可能な都市経営等を可能とするための計画です。 居住や都市機能（医療・福祉・商業等）の誘導、公共交通の充実等によって、持続可能なまちづくりを目指し策定します。

出典：大分県豊後大野市公式サイト

表 10 まちづくり政策および公共交通政策に関する記載内容 (3/6)

計画	内容
第 4 期豊後大野市地域福祉計画 第 4 章 施策・事業の展開	基本目標 2 安心して暮らせる地域をつくる (2) 地域防犯・交通安全対策の強化 移動手段の確保は高齢化の進む本市において、その重要性は今後増していくものと予想されます。日常生活に必要な移動手段を市民に提供し、すべての人が必要な支援を受けやすい環境づくりを進めます。 ⑨コミュニティバス運行計画の見直し 利用状況に応じた運行計画の見直しを行うことで、利用者の利便性の向上を図ります。

表 11 まちづくり政策および公共交通政策に関する記載内容 (4/6)

計画	内容
豊後大野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画 第4章 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組	2. 高齢者の安全・安心な暮らしの確保 ⑤交通安全の普及・啓発 交通安全活動等への参加を通じて、高齢運転者へ交通安全意識の高揚を図ります。また、認知症の人に対する交通安全について、方策を検討していきます。 さらに、運転免許自主返納者に対する支援として、平成30年度より満70歳以上で運転免許証を自主返納した方に、希望するタクシー臨時乗車券、大分県バス会社共通回数券、豊後大野市コミュニティバス回数券のいずれかを交付しています。 4. 高齢者の自立支援・重度化防止等に資する施策の推進 ④. 生活支援体制の整備、推進 (2) 一般高齢者福祉施策の中で実施する生活支援サービスの継続 ①移動しやすい交通機関の確保 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、高齢者の63.2%が自分や家族が運転できなくなることを不安に思っており、運転できなくなったとき、利用したい移動手段として、タクシー、バス、家族や友人に乘せてもらう、あいのりタクシー、ボランティア等が行う有償のサービスの順に回答が多い傾向にありました。個人の外出能力や中心市街地までの交通機関の利便性、食料品店の分布状況等を踏まえた移動支援策の充実が必要となります。 今後は、コミュニティバス、あいのりタクシー等の利便性を高めるとともに、ボランティア等による有償のサービスなど高齢者等が気軽に移動する手段を提供できるよう努めます。

表 12 まちづくり政策および公共交通政策に関する記載内容 (5/6)

計画	内容
第3次豊後大野市環境基本計画 (概要版)	6 基本目標と個別目標 参画と協働 人づくり、地域づくりを進める 健康で快適な生活を営んでいくためには、大気、水、土壌など私たちを取り巻く環境が良好であることに加え、ダイオキシン類などの有害な化学物質、食の安全性など人の健康影響に関する不安要素を取り除くことが前提となります。事業活動や日常生活に伴う環境負荷は、周りのさまざまな環境に影響を与え、私たちの知らないうちに良好な環境が損なわれています。 環境負荷を低減させ、市民がより健康で快適に生活できるように配慮したまちづくりをめざします。 7 環境指標 ⑧ 交通における環境対策を進めよう <指標> 自動車騒音調査の実施、啓発活動 <目標値> 各項目とも年1回

表 13 まちづくり政策および公共交通政策に関する記載内容 (6/6)

計画	内容
第2期豊後大野市障がい者基本計画	1. 相談支援・生活支援 6 外出・移動支援の充実 ①公共交通機関の利便性の確保 障がい者の移動の円滑化を促進するため、バス、タクシー事業者に対し、障がい者に対応した低床バス、リフトバス、リフトタクシー等の導入の促進を求めていくとともに、駅舎等のバリアフリー化について、鉄道事業者や交通事業者などの関係機関と協議し、バリアフリー化を働きかけます。 ②外出支援サービスの充実 障がいのある人の外出や移動の利便性を高めるため、移動支援や行動援護といった外出支援サービスの充実に努めます。 手話奉仕員・要約筆記奉仕員、手話ボランティアなどの手話や点訳、朗読といったコミュニケーション支援事業を充実させていくとともに、人材の養成・確保を図り、視覚、聴覚及び音声・言語機能障がいのある人の外出や社会参加の支援を行います。
第3章 豊かなくらしと安心を実感できるまち	